

＼ 事業主のみなさん ＼

# 個人住民税は 特別徴収で 納めましょう

近畿2府4県と全ての市町村は、  
特別徴収を徹底します。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主  
による特別徴収(給与から差し引き)が必要です。

- ※ 京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県の各市町村では、平成30年度から特別徴収を徹底します。
- ※ 既に、滋賀県、奈良県の各市町村では、特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

ご理解とご協力をお願いします



滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
2府4県内全ての市町村



# 大阪府と府内すべての市町村は 平成 30 年度から 個人住民税の特別徴収を徹底します。

- 原則すべての事業主の方に対して、特別徴収義務者の指定（特別徴収税額の通知）を行います。
- 従業員の方で給与からの住民税の差し引き（特別徴収）ができていない方についても、原則、特別徴収の対象とします。

## 特別徴収義務者に指定する対象者（事業主）は、所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者です。

前年中に給与の支払いを受けており、4月1日において給与の支払いを受けている従業員の方（アルバイトなどの非正規雇用者を含む）について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

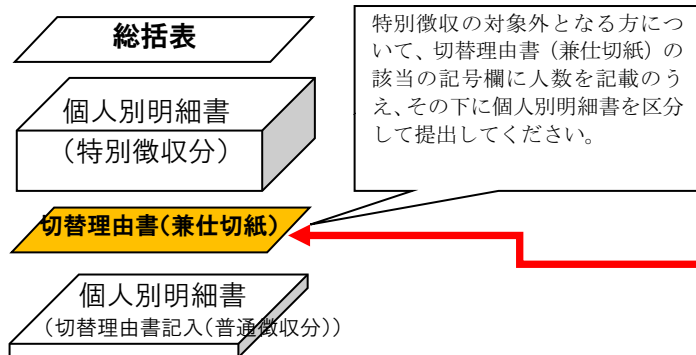
ただし、次の従業員の方は特別徴収の対象外（普通徴収）とすることができます。

- a 退職された方または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方
  - b 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
  - c 給与の支払期間が不定期な方（例：給与の支払が毎月ではない）
  - d 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄適用者）
- （※a～dに該当しない方は、原則、普通徴収は認められません。）

### 特別徴収の対象外となる方（上記a～dのいずれかに該当する方）について

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」（大阪府HPでダウンロード可能）を添付してください。

#### <給与支払報告書提出時の綴り方>



普通徴収切替理由書(兼仕切紙)		
		平成 年 月 日
市町村長 あて	指定番号	
	事業所名	
普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。		
略号	普通徴収への切替理由(下記4項目以外の理由は不可)	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者(乙欄適用者)	人
普通徴収合計人数		人

エルタックスで提出の際は、同切替理由書の添付は不要ですが、給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄の最初に略号（a～d）を記載するとともに、「普通徴収」欄※にチェックを入力してください。  
（※特別徴収にするか普通徴収にするかを事業主等の希望により選択するための欄ではありません。）  
手続きの詳細については市町村へお問い合わせください。

※ 従業員の方が常時 10 人未満の事業所等の場合、申請により年 12 回の納期を年 2 回とする制度があります。  
詳しい手続きは市町村へお問い合わせください。

特別徴収制度の内容や手続き等、詳しくは、大阪府・各市町村のホームページをご覧ください。

（大阪府又は市町村名を入力） 特別徴収

検索

給与支払報告書等の提出は、簡単・便利な電子申告をご利用ください。



特別徴収推進の取組みに関しては、大阪府徴税対策課事業税グループ（06-6210-9123）までお問い合わせください。  
具体的な手続きに関しては、従業員がお住まいの市町村の個人住民税担当課までお問い合わせください。